

### 3 正社員以外の労働者に関する状況

#### (1) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」38.3%が最も多く、次いで「有期契約労働者の雇入れに関する事項」24.1%、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」22.9%などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」を事項別にみると、多い順に「賃金に関する事項」30.7%、「福利厚生に関する事項」24.8%、「契約の締結・更新・雇止めに関する事項」24.5%、「教育訓練に関する事項」19.2%となっている。（第7表）

第7表 正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

		(複数回答)(単位: %)										
区 分	計	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 3)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 3)	正社員以外の労働者への登用制度 4)	正社員募集の際の正社員以外の労働者 4)への通知	正社員以外の労働者の労働条件 5)	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 6)	派遣労働者に関する事項 7)	
総 計	100.0	22.9	24.1	21.9	13.3	38.3	30.7	19.2	24.8	24.5	15.7	
＜ 企 業 規 模 ＞												
5,000 人 以 上	100.0	29.1	31.8	24.4	20.6	48.4	42.8	29.0	35.3	36.4	21.4	
1,000 ～ 4,999 人	100.0	19.3	25.4	23.7	10.7	39.5	31.2	18.2	23.9	25.1	18.8	
500 ～ 999 人	100.0	22.7	25.2	24.5	12.7	45.5	33.5	19.4	29.1	23.3	13.8	
300 ～ 499 人	100.0	27.7	29.0	26.5	10.2	32.9	22.8	11.4	20.3	22.0	13.6	
100 ～ 299 人	100.0	20.7	16.7	21.6	12.7	34.8	25.7	16.8	21.3	21.2	10.2	
30 ～ 99 人	100.0	17.7	15.6	10.2	6.4	21.1	17.7	10.7	11.9	8.2	10.9	
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞												
単 一 組 織 組 合	100.0	23.5	27.2	23.3	14.5	42.4	35.2	22.8	29.0	28.0	18.7	
本 部 組 合	100.0	19.7	26.4	24.3	10.2	43.4	33.4	20.1	26.2	29.4	17.5	
支 部 等 の 単 位 抜 組 合	100.0	24.1	27.3	23.2	15.2	42.3	35.5	23.3	29.4	27.8	18.9	
単 位 組 織 組 合	100.0	21.9	19.5	19.9	11.4	32.0	23.8	13.7	18.5	19.2	11.0	
単 位 労 働 組 合	100.0	23.2	23.9	21.7	13.6	37.8	30.5	19.2	24.7	24.1	15.5	
(以下、単位労働組合)												
パ ー ト タ イ ム 労 働 者 組 合 員 が い る	[16.0]	100.0	55.2	43.9	34.6	38.8	70.9	64.9	43.5	51.5	57.9	25.2
有 期 契 約 労 働 者 組 合 員 が い る	[20.0]	100.0	40.7	46.3	36.3	29.8	62.1	55.6	39.5	45.9	47.1	23.0

注：1) 事業所に正社員以外の労働者がいない労働組合も含めて集計している。

2) [ ] 内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者）の組合員がいる割合である。

3) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

4) 派遣労働者を含む。

5) 派遣労働者を除く。

6) 雇用期間の定めのある者に限る。

7) 受け入れ時における事前協議を含む。

## (2) 正社員以外の労働者に関する事項別労働協約の規定の状況

労働協約の規定がある事項(複数回答)をみると「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件」が30.4%と最も多く、次いで「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」25.6%、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」24.5%などとなっている。

「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く。)の労働条件」を事項別にみると、多い順に「賃金に関する事項」26.5%、「福利厚生に関する事項」23.1%、「契約の締結・更新・雇止めに関する事項」22.9%、「教育訓練に関する事項」18.2%となっている。(第8表)

第8表 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定がある事項別割合

区 分		計	(複数回答)(単位:%)									派遣労働者に関する事項 7)	
			パートタイム労働者の雇入れに関する事項 3)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 3)	正社員以外の労働者(正社員への登用制度)の 4)	正社員募集の際の正社員以外の労働者 4)への通知	正社員以外の労働者 5)の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 6)		
総	計	100.0	25.6	24.5	19.4	12.6	30.4	26.5	18.2	23.1	22.9	11.6	
< 企業規模 >													
	5,000人以上	100.0	30.8	29.2	24.9	15.2	36.8	32.8	25.3	30.2	30.7	15.1	
	1,000～4,999人	100.0	22.4	21.7	16.6	12.2	24.9	23.3	17.1	21.0	19.6	12.3	
	500～999人	100.0	16.5	14.6	18.0	10.8	26.8	23.4	10.2	17.3	16.1	7.6	
	300～499人	100.0	27.4	24.5	16.7	8.6	27.6	24.3	16.5	22.7	22.1	9.8	
	100～299人	100.0	24.5	22.9	14.4	9.8	30.8	24.1	12.7	20.9	20.5	5.9	
	30～99人	100.0	27.3	28.8	24.6	16.4	30.2	26.6	21.4	20.2	22.1	17.1	
< 労働組合の種類 >													
	単一組織組合	100.0	25.4	24.8	20.2	13.2	29.9	26.7	18.9	24.0	23.9	11.8	
	本部組合	100.0	20.1	20.0	11.7	7.5	22.7	20.5	14.3	19.0	19.4	7.6	
	支部等の単位別組合	100.0	26.2	25.6	21.5	14.1	31.1	27.7	19.6	24.9	24.6	12.5	
	単位組織組合	100.0	25.9	24.0	18.4	11.7	31.1	26.1	17.1	21.7	21.3	11.4	
	単位労働組合	100.0	26.1	24.9	20.1	13.0	31.1	27.0	18.5	23.5	23.2	12.0	
(以下、単位労働組合)													
	パートタイム労働者組合員がいる	[16.0]	100.0	55.1	40.2	40.1	24.3	57.1	52.5	36.1	45.8	45.7	19.8
	有期契約労働者組合員がいる	[20.0]	100.0	46.2	48.6	41.7	26.7	58.3	51.5	40.0	48.6	48.2	24.0

注: 1) 事業所に正社員以外の労働者がいない労働組合も含めて集計している。

2) [ ] 内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者(パートタイム労働者、有期契約労働者)の組合員がいる割合である。

3) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

4) 派遣労働者を含む。

5) 派遣労働者を除く。

6) 雇用期間の定めのある者に限る。

7) 受け入れ時における事前協議を含む。

### (3) 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況

組合員が所属する事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について労働協約の適用状況をみると、「労働協約があり、その全部又は一部が正社員以外の労働者に適用される」64.5%、「労働協約はあるが、正社員以外の労働者には全く適用されない」17.7%、「労働協約はない」14.0%となっている（第9表）。

第9表 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況別割合

(単位：%)

区 分	事業所に 正社員以外の 労働者がいる 計		労働協約 がある	その全部 又は一部が 正社員以外の 労働者に 適用される	正社員以外の 労働者には 全く適用 されない	労働協約 はない
計	[94.4]	100.0	82.2	64.5	17.7	14.0
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	[91.3]	100.0	86.7	72.1	14.5	7.6
1,000 ～ 4,999 人	[96.3]	100.0	78.4	55.1	23.3	18.5
500 ～ 999 人	[90.9]	100.0	81.7	63.3	18.4	13.9
300 ～ 499 人	[96.5]	100.0	86.0	62.6	23.5	11.7
100 ～ 299 人	[96.1]	100.0	79.9	65.5	14.4	16.3
30 ～ 99 人	[95.6]	100.0	81.8	66.3	15.6	16.0
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
単 一 組 織 組 合	[93.5]	100.0	84.6	66.8	17.8	11.4
本 部 組 合	[90.5]	100.0	85.2	57.4	27.8	13.1
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[94.0]	100.0	84.5	68.2	16.3	11.2
単 位 組 織 組 合	[95.9]	100.0	78.7	61.2	17.5	17.8
単 位 労 働 組 合	[94.8]	100.0	81.9	65.1	16.8	14.1
(以下、単位労働組合)						
パ ー ト タ イ ム 労 働 者 組 合 員 が い る	<16.0>	100.0	94.3	90.9	3.3	5.7
有 期 契 約 労 働 者 組 合 員 が い る	<20.0>	100.0	95.3	92.9	2.3	4.7

注：1) 表頭「事業所に正社員以外の労働者がいる計」は「不明」を含む。

2) [ ] 内の数値は、組合員が所属する事業所に正社員以外の労働者がいる割合である。

3) < > 内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者）の組合員がいる割合である。